

平成十九年政令第三百八十四号

地方公共団体金融機構法施行令

内閣は、地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第六条第一項、第十三条第一項、第二十八条第二項第六号及び第四十条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条

地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第二十八条第一項第二号へに規定する政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 工業用水道事業

二 電気事業

三 ガス事業

四 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）

五 介護サービス事業

六 市場事業

七 と畜場事業

八 観光施設事業

九 駐車場事業

十 産業廃棄物処理事業

十一 駐車場事業

十二 産業廃棄物処理事業

十三 駐車場事業

十四 産業廃棄物処理事業

十五 駐車場事業

十六 産業廃棄物処理事業

十七 駐車場事業

十八 産業廃棄物処理事業

十九 駐車場事業

二十 産業廃棄物処理事業

第二条 地方公共団体金融機構債券（以下「機構債券」という。）は、次項に規定する場合を除き、無記名式とする。

2 機構債券は、本邦以外の地域において発行する場合には、無記名式及び記名式とする。

第三条 機構債券の発行は、募集の方法による。

（募集機構債券に関する事項の決定）

第四条 地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）は、その発行する機構債券を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集機構債券（当該募集に応じて当該機構債券の引受けの申込みをした者に対する割り当てる機構債券をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 募集機構債券の総額

二 各募集機構債券の金額

三 募集機構債券の利率

四 募集機構債券の償還の方法及び期限

五 利息支払の方法及び期限

六 機構債券の債券を発行するときは、その旨

七 各募集機構債券と引換えに払い込む金銭の額

八 各募集機構債券と引換えに払い込む金銭の期日

九 一定の日までに募集機構債券の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集機構債券の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日

十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けることとするときは、その旨

十一 募集機構債券に係る債務の担保に供するため法第四十二条の規定により貸付債権を信託することとするときは、その旨、当該信託の受託者の名称及び住所並びに当該貸付債権の概要

十二 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

（募集機構債券の申込み）

第五条 機構は、前条の募集に応じて募集機構債券の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該募集に係る前条各号に掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

（募集機構債券の申込み）

前条の募集に応じて募集機構債券の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を機構に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集機構債券の金額及び金額ごとの数

三 社債等振替法の規定の適用を受けることとされた機構債券（第七条第二項及び第九条第二項において「振替機構債券」という。）である募集機構債券の引受けの申込みをする者にあつては、自

己のために開設された当該機構債券の振替を行ったための口座

二 機構は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を前項の申込みをした者（以下「申込者」という。）に通知しなければならない。

三 機構が申込者に対する通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を機構に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあつて發すれば足りる。

債券の債券の」と、「社債券に」とあるのは「債券に」と、「社債に」とあるのは「機構債券に」と、同法第七百一条第一項中「社債」とあるのは「機構債券」と、「機構債券」と、「前条第二項」とあるのは「地方公共団体金融機構法施行令第十四条第二項」と読み替えるものとする。

(本邦以外の地域において発行する機構債券の特例)

第十六条 本邦以外の地域において発行する機構債券（以下この条において「国外機構債券」という。）の発行、国外機構債券に関する帳簿その他国外機構債券に関する事項については、第三条から前条までの規定にかかわらず、当該国外機構債券の準拠法又は発行市場の慣習によることができる。

附 則 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月四日政令第二十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日政令第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（地方財政法施行令第四条第二号及び附則第二条第一項の改正規定に限る。）、第三条から第十二条までの規定及び第十三条の規定（総務省組織令第六十条第八号の改正規定を除く。）は、同年六月一日から施行する。

附 則 (平成二四年七月一九日政令第一九七号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、新非訟事件手続法の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。